

○新潟県村上市及び胎内市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の
公告及び縦覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月25日

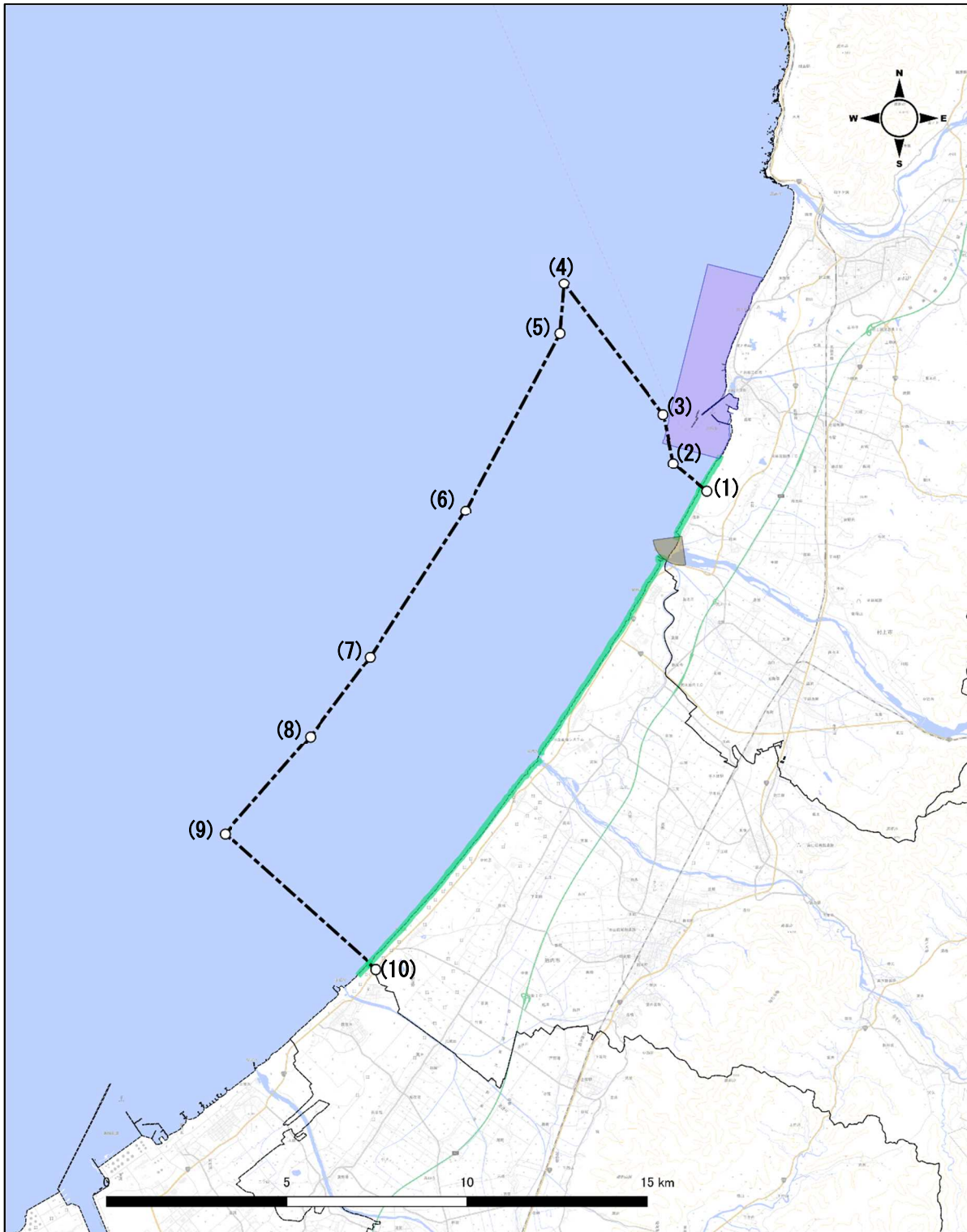
経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域

<p>新潟県村 上市及び 胎内市沖</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域</p>
<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二 百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）、漁港の区域（漁場漁港整備法（昭和二十五年法律百三十 七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭 和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域</p>	<p>(1) 北緯三八度一〇分一秒東経一三九度二五分一九秒の地点 (2) 北緯三八度一〇分二六秒東経一三九度二四分四一秒の地点 (3) 北緯三八度一分一〇秒東経一三九度二四分三〇秒の地点 (4) 北緯三八度三分九秒東経一三九度二分三八秒の地点 (5) 北緯三八度二分二四秒東経一三九度二分三三秒の地点 (6) 北緯三八度九分四五秒東経一三九度二分四三秒の地点 (7) 北緯三八度七分三四秒東経一三九度一分五三秒の地点 (8) 北緯三八度六分二三秒東経一三九度一分七四秒の地点 (9) 北緯三八度四分五六秒東経一三九度一分六六秒の地点 (10) 北緯三八度二分五三秒東経一三九度一分五七秒の地点</p>

平面图



二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法

イ インターネットの利用による方法

(1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

(2) 縦覧期間

令和4年8月25日(木)から9月8日(木)まで

ロ 書面の閲覧による方法

(1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

新潟県行政情報センター

村上市環境課

胎内市総合政策課

(2) 縦覧期間

令和4年8月25日(木)から9月8日(木)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

国土交通省港湾局海洋・環境課

10時00分から18時15分まで

新潟県行政情報センター

8時30分から17時00分まで

村上市環境課

胎内市総合政策課

8時30分から17時15分まで

三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

イ 提出方法及び提出先

(1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

(2) 電子メールの場合

bzl-zyouhouteikyoku2022@meti.go.jp（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課）宛てに送信すること。

ロ 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

- (1) 意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
- (2) 意見は、日本語により記載すること。